

2016年度用

公益財団法人 日本国際教育支援協会

学研災付帯 学生生活総合保険

賠償責任
保険金
示談交渉
サービス付き

団体割引

30% 適用

ご加入方法

入学から卒業まで1度のお手続きで補償されます。

1 パンフレットよりご希望の補償内容をお選びください。

※保険期間は選べません。
卒業までの一括払いとなります。

2 保険料をご確認のうえ、記入例に従い、同封の「払込取扱票」に必要事項をご記入ください。



3 ゆうちょ銀行または郵便局から保険料をお振込みください。

(振込手続きをもってお申込みは完了します。なお、振込手数料は払込人負担となります。)



4 加入者証は6月中旬頃を目処にお送りします。

(加入者証が未着であっても補償開始日以降の事故については補償されますのでご安心ください。加入者証到着までは受領証を保管してください。)



お問い合わせ先
(取扱代理店)

株式会社Y2NET 付帯学総担当まで

〒701-0114 岡山県倉敷市松島1097-10 受付時間(平日9:00~18:00)

TEL : 086-464-2988 Mail : 117117@y2net.co.jp

FAX : 086-464-2978 H P : <http://www.y2net.co.jp>

注) 学研災および学研賠については、大学の担当窓口(学生課)までお問い合わせください。

対象者

川崎医科大学の新入生＆在学生

(学研災付帯学生活総合保険は学校管理下中不担保特約付帯こども総合保険のペットネームです)

こんなときお役に立つ制度です！

※保険金をお支払いする場合、お支払いする保険金、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償のあらまし」をご確認ください。

A
B
C
D
E
F

共通補償)自宅生・一人暮らし学生タイプ

1 自転車で走行中、通行人にぶつかってケガをさせたとき。

賠償責任保険金

学生本人が偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりして、法律上の賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。賠償責任については日本国内での事故（訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

示談交渉サービスが付帯されています



※インターンシップ中やアルバイト中も補償の対象となります。ただし、それ以外の職務の遂行に起因する事故は補償対象外となります。

※自動車およびバイク（原動機付自転車を含む）での事故は補償対象外となります。

2 スキー中に木に衝突し、骨折して入院したとき。

学生本人のケガ

治療費用保険金(*1)(*2)(*4)

医療機関の窓口で自己負担した費用を補償

学生本人が国内で1日以上通院または入院した場合、健康保険等の自己負担分を保険金としてお支払いします。

死亡・後遺障害保険金(*4)

学生本人が急激かつ偶然な外来の事故で死亡または後遺障害を被った場合に保険金をお支払いします。

(ただし、死亡・後遺障害保険金については正課中、学校行事中、学校が認めた課外活動（クラブ活動）中、学校施設内（宿舎を除く）の事故は本保険の補償対象ではなく、学研災の補償対象となります。治療費用保険金については本保険の補償対象となります。)



率	負担金	負
3%	4,380円	4,380円
金額割	消費税等	優

3 風邪で通院したとき。肺炎で入院したとき。

学生本人の病気

治療費用保険金(*1)(*2)

医療機関の窓口で自己負担した費用を補償

学生本人が病気にかかり国内で1日以上通院または入院した場合、健康保険等の自己負担分を保険金としてお支払いします。

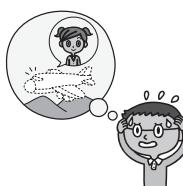
(歯科疾病治療のための通院、精神障害による入通院、痔核・裂肛等は除きます。)



4 搭乗している航空機が遭難したとき。

救援者費用等保険金

学生本人が保険期間中に住宅外において被ったケガ、または病気にかかり継続して3日以上入院したり、搭乗している航空機や船舶が遭難した場合等に、**捜索救助費用や交通費、宿泊料等**をお支払いします。



5 実習中、誤って自分の指に注射針を刺してしまったとき。

感染予防費用保険金

臨床実習中の事故における、感染症に係る接触感染等（針刺しに限らない）や、臨床実習後の院内感染の予防措置のために**負担した費用**をお支払いします。なお、公的医療保険制度の給付の対象となる費用を除きます。
※感染症の治療費は対象ではありません。（3.治療費用保険金の対象となります。）



6 扶養者が事故で亡くなり、授業料等が払えなくなったとき。

育英・学資費用保険金(*4)

扶養者が急激かつ偶然な外来の事故（ケガ）によって死亡したり、重度後遺障害を被った場合に補償します。

（あらかじめ扶養者の方をご指定いただけます。）

なお、A・B・D・Eタイプをお選びいただいた場合は、学資費用について急激かつ偶然な外来の事故（ケガ）に加えて扶養者が**疾病により死亡した場合**も補償の対象となります。

（4）地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガも補償対象となります。

● 払取扱票の「扶養者（払込人）」欄に署名された方が「あらかじめ指定した扶養者」となります。

◆ 育英費用保険金（ケガ）

育英費用保険金額を全額一度にお支払いします。

◆ 学資費用保険金（ケガ・病気）

お支払対象期間中に実際にかかる授業料等の学資費用を支払年度ごとに保険金額を限度にお支払いします。



7 空き巣があり、家財が盗難にあったとき。

生活用動産保険金 DEF タイプ

国内で学生の生活用品・身の回り品が盗難等の偶然な事故で**損害を受けた場合**に保険金をお支払いします。



免責金額 (自己負担額)	火災・落雷・破裂・爆発事故	なし
	盗難事故	3万円
	その他の事故	1万円

8 ぼやを出し、天井や壁に損傷を与えたとき。

借家人賠償責任保険金 DEF タイプ

国内で学生が借用し、かつ使用する戸室を火災や水漏れ等の偶然な事故により損壊したため、**家主に対して法律上の賠償責任を負った場合**に保険金をお支払いします。借家人賠償責任については、示談交渉は東京海上日動では行いません。



充実のアシスタンスサービス 専用フリーダイヤル



● メディカルアシスト ● 常駐医師が、24時間・365日 学生をサポート

転院・患者移送手配

旅先の自動車事故で入院したが、引き続き自宅近くの病院に転院して入院治療したい。（費用はお客様のご負担となります）

医療機関案内

合宿先で急にお腹が痛くなった。最寄りの病院を至急知りたい。

緊急医療相談

急に激しい頭痛に襲われた。救急車を呼んだほうがいいだろうか。

専門医相談【予約制】

最近、目が疲れる。どんなことに注意したらいいんだろうか。

がん専用相談窓口

がんに関するさまざまなお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

付帯学総Q&A 下記以外にも、ご不明な点があれば、お問い合わせ先までご照会ください

Q 入学時は自宅通学だが、途中で下宿予定。どのタイプに加入すれば良いですか？

A 卒業までの期間で自宅生タイプにご加入ください。下宿なさる時からのタイプ変更が可能ですが。

Q 中途加入は可能ですか？

A 可能です。お振込翌日からの補償開始となります。パンフレットの補償開始月の翌月以降にお手続きいただく場合は保険料が異なります。

お振込みいただく前に必ず保険料のご確認をお願いいたします。

尚、電話番号は、後日配布するご案内チラシに記載しています。

※このサービスは、保険会社の提携先を通じてご提供いたします。※このサービスメニューは、予告なく変更・中止となる場合がありますので、ご了解ください。

※サービスのご利用にあたっては、提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合
育英費用「国内外補償」	<p>あらかじめ指定された「被保険者（保険の対象となる方）の扶養者」が急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された（事故により直ちに死亡された場合を含みます。）または重度後遺障害が生じたために、被保険者が扶養者に扶養されなくなつた場合（重度後遺障害の例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●両目が失明したもの ●咀しゃくおよび言語の機能を廃したもの ●神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を必要とするもの <p>等</p>	<p>育英費用保険金額の全額をお支払いします。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p>	<p>①ご契約者、被保険者（保険の対象となる方）、扶養者または保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ</p> <p>②扶養者のけんかや自殺行為・犯罪行為によるケガ</p> <p>③扶養者の無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている間に生じたケガ</p> <p>④扶養者の脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ</p> <p>⑤扶養者の妊娠、出産、流産によるケガ</p> <p>⑥扶養者に対する外科的手術等の医療処置によるケガ</p> <p>⑦戦争、内乱、暴動等によるケガ＊4</p> <p>⑧核燃料物質の有害な特性等によるケガ</p> <p>⑨扶養者が死亡、または重度後遺障害の状態となつたときに、被保険者を扶養していない場合</p> <p>等</p>
学資費用「国内外補償」	<p>あらかじめ指定された「被保険者（保険の対象となる方）の扶養者」が急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された（事故により直ちに死亡された場合を含みます。）または重度後遺障害が生じたために、被保険者が扶養者に扶養されなくなつた（扶養不能状態）場合（重度後遺障害の例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●両目が失明したもの ●咀しゃくおよび言語の機能を廃したもの ●神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を必要とするもの <p>等</p>	<p>被保険者（保険の対象となる方）ご自身が、契約により定められた支払対象期間中＊11に学資費用（授業料、施設設備費、実習費、体育費、施設設備管理費等の学校に納付する費用で在学期間に毎年必要な費用）を負担した場合に、支払対象期間中の支払年度ごとに学資費用保険金額を限度として、負担した学資費用の実額をお支払いします。</p> <p>※弊社が保険金のお支払いにより他人に対する権利を代位する場合は、求償権保全手続費用等をお支払いできる場合があります。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p>	<p>扶養者が扶養不能状態となつたときに、被保険者（保険の対象となる方）を扶養していない場合のほか、次に掲げるいずれかの事由によるケガ</p> <ul style="list-style-type: none"> ①ご契約者、被保険者、扶養者または保険金受取人の故意または重大な過失 ②扶養者のけんかや自殺行為・犯罪行為 ③扶養者の無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている間に生じた事故 ④扶養者の脳疾患、疾病、心神喪失 ⑤扶養者の妊娠、出産、流産 ⑥扶養者に対する外科的手術等の医療処置 ⑦戦争、内乱、暴動＊4 ⑧核燃料物質の有害な特性 <p>等</p>
学疾費用による学資費用「国内外補償」	<p>あらかじめ指定された「被保険者（保険の対象となる方）の扶養者」が、保険期間中に疾病により死亡されたため、被保険者が扶養者に扶養されなくなつた（扶養不能状態）場合</p>	<p>被保険者（保険の対象となる方）ご自身が、契約により定められた支払対象期間中＊11に学資費用（授業料、施設設備費、実習費、体育費、施設設備管理費等の学校に納付する費用で在学期間に毎年必要な費用）を負担した場合に、支払対象期間中の支払年度ごとに疾病学資費用保険金額を限度として、負担した学資費用の実額をお支払いします。</p> <p>※弊社が保険金のお支払いにより他人に対する権利を代位する場合は、求償権保全手続費用等をお支払いできる場合があります。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p>	<p>扶養者が死亡されたときに、被保険者（保険の対象となる方）を扶養していない場合のほか、次に掲げるいずれかの事由による疾病</p> <ul style="list-style-type: none"> ①ご契約者、被保険者、扶養者または保険金受取人の故意または重大な過失 ②扶養者のけんかや自殺行為・犯罪行為 ③戦争、内乱、暴動＊4 ④核燃料物質の有害な特性 ⑤扶養者の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤、シンナー等の使用 ⑥扶養者の妊娠、出産、流産 ⑦上記学業費用により保険金を支払うべきケガに起因する疾病 ⑧保険期間の開始時（継続契約である場合は、この保険契約が継続された最初の保険契約の保険期間の開始時）、より前に発病した疾病（ただし、保険期間の開始時（継続契約である場合は、この保険契約が継続された最初の保険契約の保険期間の開始時）より2年＊7を経過した後に死亡された場合を除きます。） <p>等</p>
生活用動産「国内外のみ補償」	<p>日本国内において被保険者（保険の対象となる方）が所有している生活用動産が、火災・破裂・爆発・盗難等の偶然な事故によって損害を受けた場合（建物外に持ち出している間も補償されます。）</p> <p>※次のものは生活用動産に含まれませんのでご注意ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●通貨、有価証券、預貯金証書、定期券、クレジットカード、プリペイドカード、旅券、切手、貴金属、宝石、美術品、義歯、眼鏡、コンタクトレンズ、サーフボード、ウィンドサーフィン、船舶、自動車（原動機付自転車を含みます。）、携帯電話等の携帯式通信機器、ラジコン模型、動植物 等 ●親族が居住する建物内に所在する被保険者の生活用動産 	<p>各保険年度ごとに生活用動産保険金額を限度額として損害額をお支払いします。また、損害の発生または拡大を防止するために必要とした費用をお支払いできる場合があります。</p> <p>※1回の事故ごとに損害額のうち次の金額（免責金額（自己負担額））をご自身で負担していただきます。</p> <p>盗難の事故の場合 3万円 火災、落雷、破裂、爆発の事故の場合 0円 その他の事故の場合 1万円</p> <p>※損害額は再調達価格＊12によって定めます。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p>	<p>扶養者が死亡されたときに、被保険者（保険の対象となる方）を扶養していない場合のほか、次に掲げるいずれかの事由によって生じた損害</p> <ul style="list-style-type: none"> ①ご契約者または被保険者（保険の対象となる方）や保険金受取人の故意または重大な過失による損害 ②保険の対象の自然の消耗、劣化等もしくは保険の対象の性質による腐敗、さび、変色等の損害 ③保険の対象が通常有する性質や、性能の欠如およびその欠如によって生じた損害 ④粉砕または置き忘れによって生じた損害 ⑤暴風雨、洪水等の風水災によって生じた損害 ⑥保険の対象のすり傷等單なる外観の損害であって機能に支障をきたさない損害 ⑦地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ⑧戦争、内乱、暴動等によって生じた損害＊4 ⑨核燃料物質の有害な特性等によって生じた損害 ⑩保険の対象の使用もししくは管理を委託された者または被保険者と同居する親族の故意によって生じた損害 ⑪保険の対象に対する修理、調整の作業（点検・試運転を含みます。）上の過失または技術の拙劣によって生じた損害 ⑫偶然な外来的な事故に直接起因しない電気的事故または機械的事故によって生じた損害 ⑬詐欺または横領によって生じた損害 <p>等</p>
借家人賠償責任「国内外のみ補償」	<p>日本国内において被保険者（保険の対象となる方）＊13が、借用し、かつ使用する保険証券記載の借用戸室＊14を被保険者＊13の責めに帰すべき事由による事故のため壊壊した場合において、借戸室の貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合</p>	<p>1回の事故について、借家人賠償責任保険金額を限度として、損害賠償金をお支払いします。また、求償権保全手続費用、示談交渉費用、協力義務費用、訴訟費用等をお支払いできる場合があります。</p> <p>※損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、あらかじめ弊社にご相談ください。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれことがあります。</p> <p>※借家人賠償責任には「賠償事故解決に関する特約」がセットされていませんので、示談交渉は東京海上日動では行いません。</p>	<p>①ご契約者または被保険者（保険の対象となる方）＊13の故意による損害賠償責任</p> <p>②地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害賠償責任</p> <p>③戦争、内乱、暴動等による損害賠償責任＊4</p> <p>④核燃料物質の有害な特性等による損害賠償責任</p> <p>⑤職務（アルバイトおよびインターナーシップを除きます。）の遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任）</p> <p>⑥世帯を同じくする親族に対する損害賠償責任</p> <p>⑦心神喪失中（泥酔等）の損害賠償責任</p> <p>⑧自動車（ゴルフカートを含みます。）、原動機付自転車、航空機、船舶（モーターボートを含みます。）および銃器（空気銃を除きます。）等の所有、使用等に起因する損害賠償責任</p> <p>⑨被保険者＊13と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任</p> <p>⑩被保険者＊13または被保険者＊13の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任</p> <p>⑪借用戸室の改築、増築、取りこわし等の工事に起因する損害賠償責任</p> <p>⑫被保険者＊13と借用戸室の貸主との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任</p> <p>⑬被保険者＊13が借用戸室を貸主に引き渡した後に発見された借用戸室の壊損に起因する損害賠償責任</p>

*1 学校の管理下とは、次に掲げる間をいいいます。

①大学等の正課中および学校行事に参加している間

②学校の施設（寄宿舎を除きます。）内にいる間。ただし、大学等が禁じた時間もしくは場所にいる間または大学等が禁じた行為を行っている場合を除きます。

③学校施設で大学等に届け出た課外活動を行っている間

・傷害におけるケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます（細菌性食中毒およびウイルス性食中毒も含みます）。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外來性いれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

*2 次の特約がセッティングされています。

・待機期間の不設定に関する特約

・治療費用保険金のみの支払特約

*3 次の特約がセッティングされています。

・賠償事故解決に関する特約

・賠償責任担保条項の一部変更に関する特約

・受託品に係る賠償責任の一部変更に関する特約

・本人のみ担保特約（賠償責任担保条項用）

*4 「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」がセッティングされているため、テロ行為によるケガ、疾病、損害、事故、損害賠償責任は除きます。なお、「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」は、その規定にかかわらず、テロの危険が高まつた場合でも解除されません。

*5 「1回の入院」とは次のいずれかに該当する入院をいいます。

・入院を開始してから退院するまでの継続した入院

・退院後、その日を含めて6ヶ月を経過した日までに再入院した場合で、その再入院が前の入院の原因となった身体障害（医学上重要な関係がある身体障害を含みます。）によるものであるときは、再入院と前の入院を合わせた入院

*6 附加給付とは健康保険組合、各種共済組合等がその規約等で定めるところにより、一

部負担金を支払った者に対し、その額の範囲内で支給する上乗せ給付をいいます。

*7 保険期間が1年以下の場合は「1年」となります。

*8 受託品を破損した場合に負担する損害賠償責任については、その受託品が次に掲げる間に損害、紛失、または盗取された場合に限り、保険金をお支払いします。

①受託品が被保険者の居住の用に供される住宅内に保管されている間

②受託品が被保険者によって日常生活上の必要に応じて一時的に住宅外で管理されている間

なお、受託品のうち、以下の物は保険の対象になりません。●通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに準ずる物●貴金属、宝石、書画、骨董、彫刻、美術品、その他これらに準ずる物●自動車（被牽引車を含みます。）、原動機付自転車、船舶（ヨット、モーターボートおよびボートを含みます。）、航空機およびこれらの付属品●鉄砲、刀剣その他これらに準ずる物●被保険者が次に掲げる運動等を行っている間のその運動等のための用具：ピッケル等の登山用具を使用する山岳登攀、ボブスレー、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動●動物、植物等の生物●建物（畠、建具その他の従物および電気、ガス、暖房、冷房設備その他の付属設備を含みます。）●門、扉もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物●公序良俗に反する物

等

*9 賠償責任における被保険者は次のとおりとなります。

①被保険者本人

②被保険者本人の親権者およびその他の法定の監督義務者

*10 別荘等一時的に居住の用に供される住宅を含みます。

*11 支払対象期間とは扶養者が扶養不能状態となつた日の翌日から学業費用をお支払いする期間の終期までをいいます。

*12 同じものを新たに購入するのに必要な金額

*13 借用戸室の賃借名義人が被保険者以外の場合には、その賃借名義人を含みます。

*14 駐居した場合は駐居先の借用戸室をいいます。

重要事項説明書 (契約概要・注意喚起情報のご説明)

団体保険に
ご加入いただく
皆様へ

契約概要・注意喚起情報のご説明

- 本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております保険約款によりますが、ご不明点等についてはパンフレット等記載のお問い合わせ先まで問い合わせてください。なお、主な保険約款については引受保険会社ホームページ (<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/yakkan.html>) にも掲載していますので、必要に応じてご参考ください（ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに約款を掲載していない商品もあります。詳しくはパンフレット記載のお問い合わせ先まで問い合わせてください。）。
- 契約概要是ご加入いただく保険の商品内容をご理解いただくために特に重要な情報を記載したものです。ご加入いただく前に必ずお読みください。
- 注意喚起情報はご加入いただく保険のお申込みをいただくに際して、お客様にとって不利益となる事項等、特にご注意いただきたい情報を記載したものです。ご加入いただく前に必ずお読みください。
- ご家族等の方が被保険者（保険の対象となる方または補償を受けることができる方をいいます。）となる場合には、本説明書の内容をご説明くださるようお願いします。

*パンフレットおよび加入依頼書控等、加入内容がわかるものを保管くださるようお願いします。

契約概要のご説明

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

この保険は、(公財)日本国際教育支援協会を契約者とし、(公財)日本国際教育支援協会賛助会員大学に在籍する学生を被保険者（保険の対象となる方または補償を受けることができる方をいいます。以下同様とします。）とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として契約者が有します。

この保険の名称、契約者やご加入いただける被保険者の範囲等については、パンフレット等をご確認ください。

(2) 補償の内容・保険期間（保険のご契約期間）

①保険金をお支払いする主な場合、お支払いする保険金、②保険金を

お支払いしない主な場合、③保険期間等については、パンフレット等をご確認ください。

(3) 引受条件（保険金額等）

この保険での引受条件（保険金額等）は予め定められたご契約タイプの中からお選びいただくこととなります。ご契約タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。

2. 保険料・払込方法

保険料はご加入いただくご契約タイプ等によって決定されます。保険料・払込方法については、パンフレット等をご確認ください。

3. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

注意喚起情報のご説明

1. 補償の重複に関するご注意

- 賠償責任を補償する特約等をご契約される場合で、被保険者またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約（他の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。）を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。
- 補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください（1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したときや、同居から別居への変更等により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。）。

2. 告知義務・通知義務等

- 加入時における注意事項（加入依頼書等に関する注意事項等）
- 保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから保険金等のお支払いが発生するリスクが高い方が無条件にご加入されると保険料負担の公平性が保たれません。
- このためご加入時には、告知義務（ご加入時に取扱代理店または引受保険会社に重要な事項を申し出していくいただく義務）があります（取扱代理店は引受保険会社に代わって告知を受領することができます。）。告知義務の内容等についてはパンフレット等をご確認ください。特に健康状態に関する告知が必要な商品については、被保険者となられる方の健康状態に応じてお引受けを行っており、健康状態に関して告知いただいた内容によってはお引受けをお断りさせていただくことがあります。健康状態に関する告知は必ず被保険者となられる方ご自身が事実をありのままに正確にご回答ください。

- もしも、故意または重大な過失によって、告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、申込日から5年以内であれば、引受保険会社は「告知義務違反」としてご加入を解除することができます。ただし、「告知義務違反による解除の期間に関する特約」がセットされている場合（約款に同内容の規定がある場合を含みます）は、以下の取扱いとなります。

- ・保険期間が1年以内のご契約の場合：支払責任の開始日*1から1年以内に、①告知いただいた内容が不正確であることが判明した場合や②保険金の支払事由が発生した場合に限り、「告知義務違反」としてご加入を解除することができます。

- ・保険期間が1年を超えるご契約の場合：支払責任の開始日*1から2年以内に、①告知いただいた内容が不正確であることが判明した場合や②保険金の支払事由が発生した場合に限り、「告知義務違反」としてご加入を解除することができます。

*1 ご契約を更新されている場合は、告知されなかったり、事実と違うことを告知されたご契約の支払責任の開始日となります。

- ご加入を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、保険金をお支払いすることはできません。ただし、「保険金支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係がない場合は、保険金をお支払いの対象となります。

- なお、ご加入を解除させていただく場合以外にもご契約の締結状況により保険金をお支払いできないことがあります。例えば、『現在の医療水準では治ゆが困難な病気・症状について、故意に告知をされ

なかつた場合』等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、経過年数に関わらず、保険金をお支払いできないことがあります。

○加入依頼書は保険契約申込書の一部を成します。

(2) ご加入における留意事項（通知義務等）

- 通知義務（ご加入後に加入内容に変更が生じた場合に取扱代理店または引受保険会社に連絡していただきたい義務）や各種手続き等についてはパンフレット等をご確認ください。ご連絡や手続き等がないと、ご加入を解除したり保険金をお支払いできること等があります。

- ご連絡いただいた内容によっては、保険料が変更になることがあります。なお、この場合には、加入依頼書等に記載の通知事項に内容の変更が生じた時以降の期間に対して算出した保険料を請求または返還します。

(3) 次回更新契約のお引受け

保険金請求状況等によっては、次回以降の更新のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので予めご了承ください。ご加入時に特定の疾病等について保険金をお支払いしない条件でお引受けをした場合であっても、その保険商品の健康状態に関するすべての質問事項について新たに告知いただくことで、更新にあたりその特定の疾病等を保険金お支払いの対象とするご加入内容に変更できる場合があります。

ただし、新たにいただいた告知の内容により、お引受けをお断りさせていただくことや引受条件を制限させていただく場合がありますので、ご注意ください。

3. 責任開始期

保険責任は、原則として、パンフレット等記載の保険期間の開始時から始まります。

ただし、保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金お支払いの対象とならない期間がありますので、詳しくは、パンフレット等にてご確認ください。

4. 保険金をお支払いしない主な場合等

(1) 始期前発病不担保の取扱い変更

（約款上、始期前発病不担保の規定のある疾病または介護を保険金支払事由とする商品にかぎります）

ご加入を更新されてきた最初の保険契約（初年度契約といいます。）の支払責任の開始日よりも前に被っているケガまたは病気・症状を原因とする就業不能や入院等は保険金のお支払い対象とはなりません。（始期前発病不担保といいます。）

ただし、初年度契約の支払責任の開始日よりも前に被っているケガまたは病気・症状を原因とする就業不能や入院等についても、初年度契約の支払責任の開始日から1年*2を経過した後に開始した就業不能や入院等については、保険金のお支払い対象となります。

*2 保険期間が1年を超えるご契約の場合は、2年となります。

(2) その他

パンフレット等をご確認ください。

5. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

詳細はパンフレット等をご確認ください。

6. 個人情報の取扱いについて

払込取扱票裏面の「個人情報の取扱いに関するご案内」をご確認ください。

7. 新たな保険契約への乗換えについて

現在のご加入を解約・減額等をすることを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に次の点にご注意ください。

① 現在のご加入を解約・減額等される場合の不利益事項

○多くの場合、返れい金は払込保険料の合計額より少ない額となります。特にご加入後短期間で解約されたときの返れい金は、まったくないか、あってもごくわずかとなることがあります。

② 新たな保険契約にご加入される場合のご注意事項

○新たにご加入の保険契約について、被保険者の健康状態等によりお断りしたり、特定の疾病を補償対象外としてお引受けする場合があります。

○新たにご加入の保険契約の保険料については、保険期間（新たにご加入の保険契約のご契約期間）の初日における被保険者の年齢等により計算される場合があります。

○新たにご加入の保険契約の保険料については、保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が解約・減額される契約と異なる場合があります。

○新たにご加入の保険契約について告知をいただく際、告知されなかったり、事実と異なることを告知されると告知義務違反としてご加入が解除され保険金が支払われない場合があります。

○新たにご加入の保険契約の保険始期前に被ったケガまたは病気・症状に対しては、保険金が支払われない場合があります。

現在のご加入を継続していくれば保険金のお支払い対象となる場合でも、乗換えで新たにご加入の保険契約ではお支払い対象にならないことがあります。

○新たにご加入の保険契約の保険期間の初日と支払責任の開始日が異なることがあります。

（例えば、乗換えで新たにご加入の保険契約が「がん保険（1年契約用）」である場合、保険期間の初日からその日を含めて90日を経過した日の翌日の午前0時より前の期間については、保険金をお支払いできません。この期間中に現在のご加入を解約するとがんの補償のない期間が発生します。）

8. 被保険者からのお申し出による解約

被保険者からのお申し出によりその被保険者に係るご加入を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、パンフレット等記載のお問い合わせ先まで問い合わせてください。本内容については、被保険者となるご家族等の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。

9. 保険金のご請求・お支払いについて

（1）事故が発生した場合の手続き等

事故が発生した場合の手続き等についてはパンフレット等をご確認ください。

（2）保険金請求書類

保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。

・交通事故証明書、事故発生場所の管理者の事故証明等の事故が発生したことまたは事故状況等を証明する書類または証拠

・住民票、戸籍謄本等の被保険者または保険の対象であることを確認

するための書類または証拠

- ・引受保険会社の定める傷害もしくは疾患の程度、治療内容および治療期間等を証明するレントゲン・MRI等の書類または証拠、被保険者以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等
- ・領収書等の被害が生じた物の価格を確認できる書類、被害が生じた物の写真および見積書等の修理等に要する費用を確認できる書類または証拠
- ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、当会社が支払うべき保険金の額を算出するための書類または証拠
- ・引受保険会社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書

（3）代理人からの保険金請求

被保険者に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき被保険者の代理人がいない場合は、被保険者の配偶者等のご家族のうち引受保険会社所定の条件を満たす方が、被保険者の代理人として保険金を請求できる場合があります。詳細は、パンフレット等記載のお問い合わせ先まで問い合わせてください。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださるようお願いします。

（4）賠償責任保険金等のお支払いについて

被保険者が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られます。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

10. 共同保険について

ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、パンフレット等をご確認ください。

11. ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

○ご加入時にご契約者、被保険者または保険金受取人に詐欺または強迫の行為があった場合は、弊社はご加入を取り消すことができます。

○以下に該当する事由がある場合は、ご加入は無効になります。

- ・ご加入時にご契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもっていた場合
- ・死亡保険金受取人を指定する場合において、その被保険者の同意を得なかつたとき（その被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人に対する場合は除きます。）

○以下に該当する事由がある場合には、弊社はご加入を解除することができます。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

- ・ご契約者、被保険者または保険金受取人が弊社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせた場合
- ・ご契約者、被保険者または保険金受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し被保険者または保険金受取人に詐欺の行為があつた場合

ご加入内容確認事項（意向確認事項）

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、お申込みをいただく上で特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認ください。

なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先まで問い合わせてください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書でご確認ください。

万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご検討ください。

- 保険金のお支払事由（主契約、セットしている特約を含みます。）、お支払いする保険金
- 保険期間（保険のご契約期間）
- 保険金額（ご契約金額）
- 保険料・保険料払込方法

2. 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。

万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入について誤りがありましたら、パンフレット等に記載されている問い合わせ先までお問い合わせください。

- お子様（被保険者一保険の対象となる方）がアルバイト等に継続的に従事される場合は、下記「職種級別Bに該当する方」に該当しないことをご確認いただきましたか？

なお、「職種級別Bに該当する方」に該当した場合は保険料が異なりますので、必ずお問い合わせ先までご連絡ください。（ご加入

後に該当することとなった場合も、遅滞なくご連絡いただきますようお願いします。）

（＊）各区分（職種級別AまたはB）に該当する職業例は下記のとおりです。

○職種級別Aに該当する方：

下記の職種級別Bに該当しない方

○職種級別Bに該当する方：

アルバイト等で、継続的に以下の6業種のいずれかに従事される方「自動車運転者」、「建設作業者」、「農林業作業者」、「漁業作業者」、「採鉱・採石作業者」、「木・竹・草・つる製品製造作業者」

□ 加入依頼書の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいているか？

3. 重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）の内容についてご確認いたしましたか？

特に「注意喚起情報のご説明」には、「保険金をお支払いしない主な場合等」等お客様にとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」、「補償の重複に関するご注意＊」が記載されていますので必ずご確認ください。

＊例えば、賠償責任を補償する特約をご契約の場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

東京海上日動火災保険株式会社

保険に関するご意見・ご相談、および事故のご連絡・ご相談はパンフレット等記載のお問い合わせ先にて承ります。

一般社団法人 日本損害保険協会

そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行なうことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご覧ください。
(http://www.sonpo.or.jp/)

0570-022808 <通話料有料>
IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。
受付時間：平日 午前9時15分～午後5時
(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

学生教育研究災害傷害保険付帯学生生活総合保険 〈補償のあらまし〉

被保険者（保険の対象となる方）またはそのご家族が、既に他の保険で同種の保険商品をご契約されている場合には、補償が重複し、保険料が無駄になる場合があります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。<補償のあらまし>は約款の概要をご紹介したものです。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合
傷害(学校管理下)不担保 国内外補償	被保険者（保険の対象となる方）が在籍する学校の管理下*1 外の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合（事故により直ちに死亡された場合を含みます。）	死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※既に支払った後遺障害保険金がある場合（長期保険特約がセッティングされたご契約については、同一の保険年度に生じた事故による傷害に対して既に支払った後遺障害保険金がある場合）は、保険金額から既に支払った金額を控除した残額をお支払いします。	①ご契約者、被保険者（保険の対象となる方）、または被保険者の親権者もしくは後見人や保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ ②けんかや自殺行為・犯罪行為によるケガ ③無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている間に生じたケガ ④脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ ⑤妊娠、出産、流産によるケガ ⑥外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によるケガ ⑦戦争、内乱、暴動等によるケガ*4 ⑧核燃料物質の有害な特性等によるケガ ⑨ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ボブスレー、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動中のケガ ⑩自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間のケガ ⑪むちうち症、腰痛等で医学的他覚所見のないもの
治療費用保険金 「国内のみ補償」 (*2)	被保険者（保険の対象となる方）が身体障害（傷害または疾病のことをいいます。）を被り、その直接の結果として日本国内で入院または通院したことにより、一部負担金ぐく公的医療保険制度における一部負担金、一部負担金に相当する費用、入院時の食事療養標準負担金、入院時の生活療養における食事の提供である療養に必要とした費用のうち生活療養標準負担額>を負担した場合。 なお、公的医療保険制度とは、次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。 (ア) 健康保険法 (イ) 国民健康保険法 (ウ) 国家公務員共済組合法 (エ) 地方公務員等共済組合法 (オ) 私立学校教職員共済法 (カ) 船員保険法 ただし、被保険者が、入院中に高齢者の医療の確保に関する法律における後期高齢者医療制度（以下「後期高齢者医療制度」といいます。）に定める医療を受ける資格を得た場合は、その入院に限り、後期高齢者医療制度に基づく医療給付制度を含みます。 医師の処方箋に基づき、薬局（いわゆる院外薬局）で支払った薬代についてもお支払いの対象となります。	治療費用保険金として、次の金額が支払われます（免責金額（自己負担額）は0円となります。） 【支払額】 = 【被保険者が負担した一部負担金】 ただし、1回の入院*5または同一の身体障害（傷害または疾病のことをいいます。）を原因とする通院について、入院または通院を開始した日からその日を含めて60日を経過した日の属する月の末日までの入院または通院により負担した額に限ります。 ※次回のいずれかの給付等がある場合は、その額を被保険者が負担した額から差し引くものとします。 ①公的医療保険制度を定める法令により支払われるべき高額療養費 ②公的医療保険制度を定める法令の規定により、一部負担金を支払った被保険者に対して、その支払った一部負担金に相当する額の範囲内で行われるべき給付（いわゆる「附加給付」）*6（参考） ③被保険者が負担した額について第三者により支払われた損害賠償金 ④被保険者が被った損害を補てんするために行われたその他の給付（他の保険契約または共済契約により支払われた治療費用保険金に相当する保険金または共済金を除きます。） ※弊社が保険金のお支払いにより他人に対する権利を代位する場合は、求償権保全手続費用等をお支払いでいる場合があります。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。	①ご契約者、被保険者（保険の対象となる方）または保険金受取人の故意または重大な過失によって被った身体障害（傷害または疾病のことをいいます。）による入院または通院 ②けんかや自殺行為、犯罪行為によって被った身体障害による入院または通院 ③麻薬・あへん・大麻・覚せい剤等の使用によって被った身体障害による入院または通院 ④無免許運転、酒気帯び運転をしている間に生じた事故によって被った傷害による入院または通院 ⑤戦争その他の変乱によって被った身体障害による入院または通院 ⑥核燃料物質の有害な特性等による事故によって被った身体障害による入院または通院 ⑦むちうち症、腰痛等で医学的他覚所見のないものによる入院または通院 ⑧被保険者の先天性疾患・正常出産・痔核・裂肛または痔瘻、被保険者が被った精神障害による入院または通院 ⑨ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ボブスレー、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動中の事故による入院または通院 ⑩自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間の事故による入院または通院 ⑪歯科疾病的治療のための通院 ⑫新規ご加入時の支払責任の開始時より前に被った身体障害については保険金お支払いの対象となりません。（ただし、新規ご加入時の支払責任の開始時（継続契約の場合）は、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約の支払責任の開始時）からその日を含めて2年*7を経過した後に生じた保険金支払事由については、保険金お支払いの対象となります。）
賠償責任 国内外補償（本人のみ担保）(*3)	被保険者本人（加入依頼書等の被保険者氏名欄に記載の方）が次の偶然な事故により他人にケガをさせたり、他のもの（情報機器等に記録された情報を含みます。）*8 を壊したりして損害を与えたため、被保険者（保険の対象となる方）*9 が法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合 (1) 被保険者本人の居住の用に供される住宅*10 の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 (2) 被保険者本人の日常生活（住宅*10 以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。）に起因する偶然な事故	1回の事故について、賠償責任保険金額を限度に損害賠償金をお支払いします。また、損害の発生または拡大の防止のために必要とした費用、求償権保全手続費用、緊急措置費用、協力義務費用、訴訟費用等をお支払いできる場合があります。 ※情報機器等に記録された情報の損壊に起因する賠償責任については、500万円または賠償責任保険金額のいずれか低い額が支払限度額となります。 ※損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするとき、 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※賠償責任保全項目には、「賠償事故解決に関する特約」が自動セッターズ、国内での事故（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。 ※東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合、相手方へ損害賠償請求を行う場合等には、東京海上日動は相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。	①ご契約者または被保険者（保険の対象となる方）*9 の故意による損害賠償責任 ②地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害賠償責任 ③戦争、内乱、暴動等による損害賠償責任*4 ④核燃料物質の有害な特性等による損害賠償責任 ⑤職務（アルバイトおよびインターナンシップを除きます。）の遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任） ⑥世帯を同じくする親族に対する損害賠償責任 ⑦心神喪失中（泥酔中等）の損害賠償責任 ⑧自動車（ゴルフカートを含みます。）、原動機付自転車、航空機、船舶（モーターボートを含みます。）および銃器（空気銃を除きます。）等の所有、使用等に起因する損害賠償責任 ⑨被保険者*9 と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任 ⑩被保険者*9 または被保険者*9 の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 ⑪受託品を破損した場合の正当な権利を有する者に対する損害賠償責任については、上記のほか、次の事由による損害賠償責任については保険金をお支払いできません。 ⑫けんかや自殺行為・犯罪行為 ⑬無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている間に生じた事故 ⑭自然の消滅または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、その他これらに類似の事由 ⑮屋根、扉、窓、通風筒等から入る雨またはひょう等 ⑯受託品について、通常必要とされる取扱い上の注意に著しく反したこと、または、本来の用途以外に受託品を使用したこと
救援者費用等 国内外補償	被保険者（保険の対象となる方）が下記の状態になつた場合 ①搭乗する航空機または船舶が行方不明または遭難した場合 ②急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索もしくは救助活動が必要なことが警察等により確認された場合 ③被保険者の居住の用に供される保険証券記載の住宅（転居した場合は転居先の住宅とします。）外において被った急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡（事故により直ちに死亡された場合を含みます。）または継続して3日以上入院された場合 ④疾病により死亡、または保険期間中に発病した疾病のため継続して3日以上入院されたとき（ただし、責任期間中に医師の治療を開始していた場合に限ります。）	ご契約者、被保険者（保険の対象となる方）または被保険者の親族が負担した次の費用をお支払いします。 ①救援者費用（家族等）の現地への交通費（1往復分の運賃で救援者2名分まで）。ただし、被保険者の生死が判明した後または被保険者の緊急な捜索もしくは救助活動が終了した後に現地に赴く救援者にかかる費用は除きます。 ②救援者の現地および現地までの宿泊料（1名につき14日分を限度とし、救援者2名分まで）。ただし、被保険者の生死が判明した後または被保険者の緊急な捜索もしくは救助活動が終了した後に現地に赴く救援者にかかる費用は除きます。 ③救援者の現地および現地までの宿泊料（1名につき14日分を限度とし、救援者2名分まで）。ただし、被保険者の生死が判明した後または被保険者の緊急な捜索もしくは救助活動が終了した後に現地に赴く救援者にかかる費用は除きます。 ④現地からの移送費用（死亡もしくは治療を継続中の被保険者を現地から被保険者の住所、扶養者の生活の本拠またはそれらの住所等の属する国の病院もしくは診療所へ移送するに必要とした費用） ⑤救援者の渡航手続費および救援者または被保険者が現地において支出した交通費、電話料等通信費等（国外においては20万円限度、国内においては3万円限度） ※弊社が保険金のお支払いにより他人に対する権利を代位する場合は、求償権保全手続費用等をお支払いできる場合があります。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。	①ご契約者、被保険者（保険の対象となる方）または保険金受取人の故意または重大な過失による事故 ②けんかや自殺行為・犯罪行為による事故 ③無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている間に生じた事故 ④地震もしくは噴火またはこれらによる津波による事故 ⑤ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ボブスレー、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動中の事故 ⑥被保険者の脳疾患、疾病、心神喪失による事故（ただし、疾病により死亡、または保険期間中に発病した疾病のため継続して3日以上入院された場合を除きます。） ⑦被保険者の妊娠、出産、流産による事故 ⑧被保険者に対する外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）による事故 ⑨戦争、内乱、暴動等による事故*4 ⑩核燃料物質の有害な特性等による事故
感染予防費用保険金	被保険者（保険の対象となる方）が次の事故を直接の原因として右記の費用を負担した場合 ①接触感染臨床実習の目的で使用される施設内（＊）で、被保険者が直接・間接を問わず、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第1項の感染症（以下「感染症」といいます。）の病原体に予期せず接触（接触のおそれのある場合を含みます。）することをいいます。 ②院内感染臨床実習を行った施設内（＊）で、感染症の病原体を保有する患者等が発見され、かつその感染症が院内で蔓延した場合（蔓延するおそれのある場合を含みます。）に、被保険者が臨床実習を目的としてその施設内に滞在し、かつ感染症の病原体に感染したこと（感染のおそれのある場合を含みます。）をいいます。 （＊）国内外問わず	事故の日を含めて1年以内に行なった感染症予防措置（＊）のために被保険者が負担した費用（＊＊）を保険期間（保険のご契約期間）を通じ感染症予防措置による費用保険金額を限度にお支払いいたします。ただし、公的医療保険制度の給付（＊＊＊）がある場合は、その額を被保険者が負担した費用から差し引くものとします。（＊）感染症への感染または発症を予防することを目的として行なう検査、投薬等をいいます。ただし、医師等の指示または指導に基づくものに限ります。（＊＊）被保険者の感染症予防措置に社会通念上必要かつ有益であると認められる費用を含み、感染または発症した感染症を治療するための費用は除きます。（＊＊＊）公的医療保険制度を定める法令の規定により、一部負担金を支払った被保険者に対して、その支払った一部負担金に相当する額の範囲内で行われるべき給付である、いわゆる附加給付を含みます。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。	以下の事由によって発生した事故による費用に対しては保険金をお支払いしません。 ①ご契約者、被保険者（保険の対象となる方）の故意または重大な過失による事故 ②けんかや自殺行為・犯罪行為による事故 ③麻薬等の使用 ④地震もしくは噴火またはこれらによる津波による事故 ⑤戦争、内乱、暴動等による事故*4 ⑥核燃料物質の有害な特性等による事故

ご加入タイプ

(自宅生用)

(一人暮らし学生用)

保 険 金 額	1 賠償責任 ^{(*)1}	1事故 1億円 限度			1事故 1億円 限度		
	2 死亡・後遺障害 ^{(*)2} ケガ	500万円	500万円	500万円	500万円	500万円	500万円
	3 入院・通院 ^{(*)3} ケガ	治療費用実費			治療費用実費		
	4 救援者費用等	500万円	500万円	500万円	500万円	500万円	500万円
	5 感染予防費用	50万円	50万円	50万円	50万円	50万円	50万円
	6 育英費用 ^{(*)4} ケガ	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円
	7 学資費用 ^{(*)4)(*)5} ケガ	500万円	500万円	500万円	500万円	500万円	500万円
	8 学資費用 ^{(*)4)(*)5} 病気	500万円	300万円	対象外	500万円	300万円	対象外
	9 生活用動産 ^{(*)6}	対象外			100万円	100万円	100万円
	10 借家人賠償責任 ^{(*)6}	対象外			1,000万円	1,000万円	1,000万円

地震・噴火・津波による
ケガも補償

天災危険担保特約あり

↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓

Aタイプ

Bタイプ

Cタイプ

Dタイプ

Eタイプ

Fタイプ

保
険
料
(卒業までの一括払)

2022年3月卒業予定者 (6年間分保険料)	450,610円	320,770円	126,010円	472,550円	342,710円	147,950円
2021年3月卒業予定者 (5年間分保険料)	336,410円	243,290円	103,610円	355,910円	262,790円	123,110円
2020年3月卒業予定者 (4年間分保険料)	232,670円	171,110円	78,770円	248,520円	186,960円	94,620円
2019年3月卒業予定者 (3年間分保険料)	145,660円	109,880円	56,210円	157,850円	122,070円	68,400円
2018年3月卒業予定者 (2年間分保険料)	77,210円	60,770円	36,110円	85,740円	69,300円	44,640円
2017年3月卒業予定者 (1年間分保険料)	29,370円	25,090円	18,670円	34,250円	29,970円	23,550円

(*) 1) 情報機器内のデータ損壊は1事故 500万円限度となります。

(*) 2) 教育研究活動中の事故は、本保険の補償対象ではなく、学研災の補償対象となります。

(*) 3) お支払対象期間は通院または入院を開始した日からその日を含めて60日を経過した日の属する月の末日までとなります。

(*) 4) 独立生計の学生はお選びいただけません。必ずお問い合わせ先までご連絡ください。

(*) 5) 学業費用支払期間（保険責任の開始日から学業費用（学資費用）の支払対象期間の終了日までの期間）はそれぞれ卒業予定年次までの期間です。

(*) 6) 一人暮らしの学生の方であっても自宅生用タイプ（A・B・C）にご加入いただくことが可能です。

上記保険料は、全国の被保険者（保険の対象となる方）数が10,000人以上の場合の割引率（30%）が適用されています。全国の被保険者数が10,000人を下まわった場合は保険金額を引き下げるごとに調整させていただきますので予めご了承ください。詳細については取扱代理店までお問い合わせください。

保険期間	卒業予定年次に応じて	
6年間	2022年3月卒業予定者	2016年4月1日(午前0時)より2022年4月1日(午後4時)まで6年間
5年間	2021年3月卒業予定者	2016年4月1日(午前0時)より2021年4月1日(午後4時)まで5年間
4年間	2020年3月卒業予定者	2016年4月1日(午前0時)より2020年4月1日(午後4時)まで4年間
3年間	2019年3月卒業予定者	2016年4月1日(午前0時)より2019年4月1日(午後4時)まで3年間
2年間	2018年3月卒業予定者	2016年4月1日(午前0時)より2018年4月1日(午後4時)まで2年間
1年間	2017年3月卒業予定者	2016年4月1日(午前0時)より2017年4月1日(午後4時)まで1年間

本パンフレット記載のご加入タイプは、職種級別Aに該当する方（継続的に職業に従事していない学生等）用です。

以下に該当する職業に継続的に従事している方は職種級別Bとなり保険料が異なります。必ずお問い合わせ先までご連絡ください。（ご加入後に該当することとなった場合も、遅滞なくご連絡くださいようお願いします。）「自動車運転者」「建設作業者」「農林業作業者」「漁業作業者」「採鉱・採石作業者」「木・竹・草・つる製品製造作業者」（以上6職種）

ご加入にあたってのご注意

被保険者の範囲

この保険の対象者（被保険者）は、大学に在籍し学研災に加入している学生に限ります（退学等の場合は、原則中途脱退の手続きが必要となりますので、引受保険会社までご連絡ください。）。

補償の重複に関するご注意

被保険者またはそのご家族が既に他の保険で同種の保険商品をご契約されている場合には、補償範囲が重複することがあります。ニーズに合わせてご契約内容の見直しをご検討ください。なお、補償範囲の重複を避けるためにご契約内容を見直す場合、将来、補償を残したご契約を解約されるとき等、その補償がなくなってしまうことがありますのでご注意ください。

扶養者の指定

扶養者として指定できるのは、原則として、被保険者（この保険の対象となる学生）の親権者であり、かつ被保険者の生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担して、被保険者の生計を主に支えている方とします。（被保険者が成年に達している場合は、親権者である必要はありません。）

死亡保険金受取人の指定

傷害の死亡保険金は法定相続人にお支払いします。被保険者（保険の対象となる方）の法定相続人以外の方を、傷害の死亡保険金受取人として指定することはできません。法定相続人の範囲内の方を保険金受取人として指定する場合には所定の方法により被保険者の同意が必要となります。（被保険者が未成年者かつ未婚である場合、この同意は被保険者の法定代理人（親権者等）が代理して行うことが必要です。）同意のない場合には、保険契約が無効になります。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

告知義務（ご加入時に取扱代理店または引受保険会社に重要な事項を申し出させていただく義務）等

加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）です。ご加入時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合はご加入を解除することができます。ご加入を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください（引受保険会社の取扱代理店には告知受領権があります）。告知事項は、以下の事項となります。

- 被保険者（保険の対象となる方）ご本人の生年月日
- 被保険者ご本人がお仕事に従事している場合、その職業・職務
- 被保険者ご本人が加入する公的医療保険制度
- 他の保険契約等*を締結されている場合には、その内容（同時に申し込む契約を含みます。）
- *他の保険契約等とは、全部または一部に対して支払責任が同一の保険契約または共済契約をいいます。なお、保険金ご請求時に、他の保険契約等の内容について確認させていただけますので、あらかじめご了承ください。
- 加入される方（団体の構成員）の氏名（ふりがな）についても併せてご確認くださるようお願いします。

通知義務（ご加入後に契約内容に変更が生じた場合に取扱代理店または引受保険会社に連絡させていただく義務）

加入依頼書等に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがありますのでご注意ください。通知事項は、以下の事項となります。

- 被保険者（保険の対象となる方）ご本人がお仕事に従事している場合、または新たにお仕事に従事する場合、その職業・職務
- 被保険者ご本人が加入する公的医療保険制度

もし事故が起きたときは

- ①事故の通知：事故が発生した場合には、30日以内に下記「お問い合わせ先」または下記引受保険会社にご連絡ください。
- ②保険金請求権には、時効（3年）がありますのでご注意ください。
- ③ケガや病気を被ったとき既に存在していたケガや病気の影響等により、ケガや病気の程度が加重された場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。
- ④ケガや病気をした場合の治療費用保険金を請求するときに、病院等の発行した領収書等が必要です。また、その他の実費をお支払いする保険金

につきましても、ご負担された費用を確認する領収書等が必要です。
⑤賠償事故の場合、損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、必ず事前に引受保険会社にご相談ください。引受保険会社の承認がない場合、保険金を削減してお支払いすることができますので、ご注意ください。借家人賠償責任については、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありませんので、被保険者ご自身が被害者の方と示談交渉を進めていただけます。

その他ご注意いただきたいこと

育英費用について

本パンフレット記載の育英費用は、以下のような場合には効力を失います（a. に該当した際には、その年度の育英費用分の保険料を返還できない場合があります。）。

- a. 育英費用保険金をお支払いした場合
- b. 被保険者（保険の対象となる方）が独立して生計を営むようになった場合
- c. 被保険者を扶養する特定の個人がいなくなった場合

引受保険会社が経営破綻した場合等の取扱いについて

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は保険期間が1年以内の場合は原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した

保険事故に係る保険金については100%）、保険期間が1年超の場合は原則として90%まで補償されます。ただし、保険期間が5年超の場合、引受保険会社の経営が破綻した時点での保険料等の算出の基礎となる予定利率が主務大臣の定める基準利率を過去5年間に超えていた場合は、保険金、返れい金等の補償割合は90%を下まります。

ご契約内容および事故報告内容の確認について

損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一被保険者または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っています。確認内容は上記目的以外には用いません。ご不明の点は、引受保険会社にお問い合わせください。

この保険契約は、以下の保険会社による共同保険契約であり、東京海上日動火災保険（株）が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、契約締結時に決定する引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。なお、各引受割合については（公財）日本国際教育支援協会にご確認ください。
（引受保険会社）東京海上日動火災保険（株）（幹事保険会社）あいおいニッセイ同和損害保険（株） 損害保険ジャパン日本興亜（株） 三井住友海上火災保険（株）

取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、取扱代理店との間で有効に成立したご契約については、引受保険会社と直接締結されたものとなります。
このパンフレットは、学研災付帯学総（こども総合保険）の概要をご説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししておりますが、ご不明の点がありましたら、取扱代理店までお問い合わせください。なお、ご加入後は「学生教育研究災害傷害保険付帯学生生活総合保険のあらまし」をご確認ください。
(学生教育研究災害傷害保険および学研災付帯賠償責任保険については、大学の担当窓口（学生課）までお問い合わせください。)

学研災付帯学生生活総合保険は、学校管理下不担保特約付帯こども総合保険のペットネームです。

この保険は（公財）日本国際教育支援協会を契約者とし（公財）日本国際教育支援協会賛助会員大学に在籍する学生を被保険者とする学研災付帯学生生活総合保険（こども総合保険）団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として（公財）日本国際教育支援協会が有します。

お問い合わせ先
(取扱代理店)

株式会社Y2NET
付帯学総担当まで

〒701-0114 倉敷市松島1097-10 受付時間（平日9:00～18:00）

TEL : 086-464-2988 Mail : 117117@y2net.co.jp

FAX : 086-464-2978 H P : <http://www.y2net.co.jp>

注) 学研災および付帯賠責については、大学担当窓口（学生課）までお問い合わせください。

引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社
(担当課支社)岡山支店 倉敷支社

〒710-0055 倉敷市阿知1-15-3 倉敷ビジネススクエア3階
(TEL 086-421-8146 FAX 086-421-8176)